

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
倉敷市	船穂町ぶどう部会	令和3年3月25日	令和5年3月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.2ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.2ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.1ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

70代以上の高齢農家が約4割を占め、離農により生産農家数は減少傾向である。
耕作条件が不利な園地は継承が難しく、今後園地の減少が見込まれる。
新規就農者の確保が必要だが、新規就農者を受け入れるための園地の確保が難しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

園地の利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、継続的に新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。全般的に園地は分散しており、施設があるため積極的な園地の交換等は難しいが、可能な限り集約化を図る。

高齢化等により離農する農家と、中心経営体や認定新規就農者の園地のマッチングを促進し、園地の流動化を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

新規就農者の受け入れ

新規就農者を確保するため、園地の流動化を推進し、「就農促進トータルサポート事業」を活用し、新規就農者を令和4年までに3組確保する。

園地の確保と効率的な利用

船穂農業公社、農地中間管理機構と連携し、園地の出し手・受け手のリストを作成し、担い手への園地集積を図る。
灌水設備や農道が整備されている園地等、将来にわたって維持すべき園地を指定し、担い手への集積、耕作放棄地の再生利用等、効率的な生産体制を構築する。

5 中心経営体

別紙のとおり